

## 議 事

○東山参事官 定刻となりましたので、性犯罪の罰則に関する検討会の第1回会合を開会させていただきます。

山口座長、よろしくお願ひいたします。

○山口座長 本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

この度、本検討会の座長を務めさせていただくことになりました山口でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、検討会の開催に当たりまして、法務省の刑事局担当の官房審議官から御挨拶がございます。

○上富官房審議官 法務省で刑事局担当の大臣官房審議官をしております上富と申します。よろしくお願ひいたします。本日は、座長、委員の皆様方には、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

性犯罪の罰則に関する検討会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本検討会は、法務大臣の指示により、性犯罪の罰則の在り方について、法務省として検討を進めるに当たりまして、有識者の皆様方から幅広く御意見を伺うために開催させていただいたものでございます。

性犯罪の罰則に関しましては、第3次男女共同参画基本計画におきまして、平成27年度末までに実施する具体的施策として、「強姦罪の見直し（非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等）など、性犯罪に関する罰則の在り方を検討する」とされておりますし、各方面から様々な御指摘があるところでございます。

本検討会におきましては、これらの御指摘を踏まえつつ、性犯罪の罰則の在り方についてどのような論点をどのような方向で検討していけば良いのかなどにつきまして、様々な観点から、御知見をお持ちの委員の皆様から、御意見をお伺いすることができればと思っております。

どうか皆様には、忌憚きたんのない意見表明、活発な御議論を頂けますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○山口座長 ありがとうございます。

まず、本日は検討会の第1回目でございますので、委員の皆様方に簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。

まず、最初に私から、御挨拶と簡単な自己紹介をさせていただきます。早稲田大学の法科大学院で刑法を担当しております山口と申します。ずっと刑法を勉強してまいりまして、性犯罪もその中の一つとしてかねてより研究してまいりました。

この問題は非常に多面的といえましょうか、多角的な検討を要する問題であると考えておりまして、今回この検討会に御参加いただいている委員の皆様方の御協力を得まして、是非充実した検討を行っていただければと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして、委員の皆様方に自己紹介をお願いしたいと思います。御所属、御専門、それから御経歴などに加えまして、会議の最初に当たりまして、特におっしゃっておきたい事項などがございましたら、適宜御発言をお願いしたいと思います。

順序につきましては、審議会の例に従って五十音順に御着席いただいておりますので、ま

ず井田委員から時計回りに御発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

- 井田委員 慶應義塾大学の法科大学院で、刑法を教えております井田と申します。私は大学を卒業した後、そのまま大学に残り、現在に至っておりますので、実務のことには疎いのですが、いろいろと勉強させていただきまして、研究者の立場からの発言もできる限りしてまいりたいと存じます。よろしくお願いいたします。
- 小木曾委員 中央大学の法科大学院で刑事訴訟法を担当しております小木曾と申します。配布資料に入っております内閣府の男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会に出席させていただいております。よろしくお願いいたします。
- 北川委員 早稲田大学の法科大学院で刑法を担当しております北川佳世子と申します。今回の検討会を通じまして、性犯罪の規定の見直しの在り方について、皆さんの議論を踏まえつつ慎重に検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
- 木村委員 首都大学東京の法科大学院で刑法を専攻しております木村と申します。このテーマは以前から興味のあるテーマですので、勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
- 工藤委員 警察庁刑事局の工藤と申します。性犯罪捜査は主に各県警の捜査一課というところが担当しておるんですけども、その辺りの現場の事情なども御紹介しつつ、お役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 齋藤委員 目白大学の助教で、被害者支援都民センターで臨床心理士をしております齋藤と申します。一人だけ専門も全く異なるところからではありますが、被害者の方と日々お会いしている立場として、意見をお伝えできればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- 佐伯委員 東京大学で刑法を担当しております佐伯と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 田中委員 最高検察庁の検事の田中と申します。ずっと一線で捜査・公判を担当しておりました。よろしくお願いいたします。
- 田邊委員 東京地方裁判所の田邊と申します。私は裁判官になって26年目になりますが、約20年間は刑事事件を担当しております。性犯罪の事件も相当数やっております。今回は、皆様の御意見を伺った上でしっかり検討し、議論いたしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 角田委員 弁護士の角田由紀子と申します。私は1975年に弁護士登録をしたのですが、その後、1986年から東京・強姦救援センターという女性たちの小さなグループですが、その法律アドバイザーということで、実際に被害者のための民事、刑事様々な法手続をするということに携わってきました。そこで、実は被害者について初めていろいろなことを学んだということです。その後、2004年から2013年にかけて、明治大学の法科大学院で「ジェンダーと法」という科目を教えておまして、欲張って、憲法も刑法も民法も労働法も何もかも、ついでに国際条約も教えるという非常に無謀なことをやってきました。その中で、性暴力については、かなり時間を取って学生たちに教えたつもりでおります。刑法の強姦罪についても、学部では余り十分に時間を取ってもらえなかったという話を学生たちから聞いておりましたので、実務家になるという彼らには是非ともきちんと勉強してほしいと思って、いろいろなことを話しました。それから、日弁連では両性の平

等に関する委員会という、昔は女性の権利に関する委員会といていたのですが、そこで長いこと委員をしております、最近では、ジェンダー視点に基づく女性に対する暴力の問題を研究しております。今回、このような検討会が始まったということで、私は本当にうれしく思っております。2012年7月に男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会の意見書が出ましてから何も起こらなかった、何も始まらなかった、私はとてもがっかりしていたのですが、どうやら具体化に向かってきたということで、周りのいろいろな女性たちも大変喜んでおりますので、今回の検討会は、希望が見えるものになると大変うれしく思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮田委員 弁護士の宮田桂子と申します。昭和63年から弁護士をやっております。私は日弁連刑事弁護センターの委員でございまして、加害者の側の立場を代弁する者として、この協議会に参ったと思っております。現在、私は触法障害者の社会復帰支援の協議会の委員としての仕事に時間を割いております、重罰化されることによって、犯罪を犯した方の社会復帰にブレーキが掛かってしまうようなことが起きることが一番の懸念事項でございます。重罰化の議論は、加害者を社会から排除する、隔離するという議論に結び付きやすく、本来であれば社会に帰ってこなければならぬ人に対する寛容性を失う、社会の非寛容の風潮をあおってしまう、そういう危険があるのではないかと思っております。角田先生のような非常に専門性を持ったお立場とはまた違った立場から、弁護士の意見を述べさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○山口座長 皆様どうもありがとうございました。

それでは、次に、事務局側の参加者からも簡単に自己紹介をお願いします。

○上富官房審議官 審議官の上富でございます。改めて、よろしくお願い申し上げます。

○加藤刑事法制管理官 法務省刑事局刑事法制管理官の加藤です。よろしくお願いいたします。

○東山参事官 法務省刑事局参事官の東山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山口座長 それでは、次に、検討会を開催する趣旨につきまして、事務当局から御説明をお願いいたします。

○東山参事官 本検討会は、法務大臣の指示により、性犯罪の罰則の在り方について法務省として検討するに当たり、論点の抽出、整理のほか、今後の検討の方向性につきましても、幅広く皆様の御意見を伺うために開催することとされたものでございます。

性犯罪の罰則につきましては、平成16年及び平成22年の刑法等改正の際の附帯決議において、更なる検討が求められていたところでございます。また、平成22年に閣議決定されました第3次男女共同参画基本計画におきましては、平成27年度末までに性犯罪に関する罰則の在り方を検討することとされております。

本検討会におきましては、これらの御指摘を踏まえまして、性犯罪の罰則の在り方、つまり実体法に関する論点についての御議論をお願いしたいと考えております。

なお、性犯罪に関しましては、刑事訴訟手続における問題や再犯防止方策などについても、様々な御指摘があるところではございますが、本検討会におきましては、先ほど申し上げましたとおり、基本的に罰則に関する論点を対象として御検討をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○山口座長 ありがとうございました。

それでは、次に、本検討会についての公開の方針について、お諮りをさせていただきたい

と思います。

本検討会につきましては、会合自体は公開いたしません、顕名で逐語議事録を作成いたしまして、その議事録を法務省のホームページにおいて公表するとともに、本会合で用いました資料につきましても、法務省のホームページにおいて公表することを原則としたいと思います。その上で、公表することが不適切な議事内容や資料がございましたら、その都度、皆様にお諮りさせていただいた上で、例外的に非公表の扱いとしたいと思います。このような方針でよろしゅうございましょうか。

(一同 異議なし。)

ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、次に、本日の配布資料につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○東山参事官 それでは、配布資料について御説明いたします。本日の配布資料は7点でございます。皆様の机の上に配布しているものでございますが、順次、御確認いただければと存じます。

まず資料1は、委員名簿でございます。御氏名や肩書等に誤りがないかどうかなど、今一度、御確認いただければと思います。

資料2は、性犯罪の罰則の在り方に関する論点についての資料でございますが、こちらにつきましては、後ほど詳しく御説明させていただきます。

資料3は、参照条文でございます。性犯罪の罰則の検討に当たり、関連すると思われる条文を抜粋したものでございます。

資料4は、平成22年12月17日に閣議決定されました、第3次男女共同参画基本計画からの抜粋でございます。中段よりやや下のところの「具体的施策」の欄に、「強姦罪の見直し（非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等）など性犯罪に関する罰則の在り方を検討する」と記載されてございます。なお、この具体的施策は、平成27年度末までに実施するものとされております。

資料5は、男女共同参画会議の下に置かれました女性に対する暴力に関する専門調査会が平成24年7月に取りまとめた「『女性に対する暴力』を根絶するための課題と対策～性犯罪への対策の推進～」の抜粋でございます。4ページから、「性犯罪への厳正な対処等」について述べられておまして、5ページの(1)から強姦罪の見直しについて記載されております。その中の、「② 検討内容」というところから具体的な論点の説明に入っており、アとして非親告罪化、イとして性交同意年齢の引上げ、ウからオは構成要件の見直しに関するものでございますが、具体的にはウでは暴行・脅迫要件につきまして、エでは指導的立場にある者、保護する責任のある者からの行為の加重刑罰等につきまして、オでは「女子に対する」、あるいは「姦淫」という要件について、それぞれ検討の状況が記載されているところでございます。

資料6は、性犯罪に関する近年の刑法等の改正の状況と、その際の国会における附帯決議のうち、性犯罪に関する部分を抜粋しております。

平成16年の刑法等の改正におきましては、強制わいせつ罪や強姦罪、強姦致死傷罪の法定刑を引き上げる見直しや集団強姦等罪の新設のほか、有期刑の法定刑又は処断刑の見直しなどが行われました。このときの衆議院及び参議院の法務委員会における附帯決議では、性的自由の侵害に関する罰則の在り方について、更に検討することが求められております。

また、平成22年の刑事訴訟法等の改正におきましては、主に公訴時効についての改正が行われましたが、このときの附帯決議におきましても、性犯罪につきましては、公訴時効などについて、更に検討することが求められているところでございます。

資料7は、国連の各人権委員会における最終見解の中で、性犯罪の罰則等について指摘されている点を抜粋したものでございます。内容といたしましては、非親告罪化や罰則の引上げ、強姦罪の範囲の拡大、性交同意年齢の引上げなどが求められているところでございます。

資料の説明は、以上でございます。

○山口座長 ありがとうございます。

それでは、次でございますが、今後の進め方についての検討に入りたいと思います。まず、本検討会において検討することが考えられる論点等につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○東山参事官 それでは、本検討会において検討することが考えられる論点について、御説明いたします。

先ほど若干言及いたしました但し、資料2を御覧いただければと存じます。これは、事務局におきまして、資料4ないし7にございます第3次男女共同参画基本計画などで指摘されている事項を踏まえ、本検討会において検討することが考えられる論点を整理したものでございます。

もとより、ここに記載している論点以外は検討しないという趣旨のものではございません。飽くまでも、事務局として考えられる論点を掲げたというものにすぎませんので、こちらを参考と申しますか、たたき台として委員の皆様へ御議論いただければと考えているものでございます。

まず第1といたしまして、性犯罪の構成要件及び法定刑についての論点でございます。第1の1は、性犯罪の法定刑の見直しの要否でございます。現行法におきまして、強姦罪の法定刑の下限は懲役3年とされており、強盗罪の法定刑の下限は5年となっております。また、強姦致死傷罪の法定刑の下限は懲役5年とされているのに対し、強盗致死傷罪の法定刑の下限は懲役6年となっているなど、強姦の方が低い法定刑ということが言えるかと思えます。そこで、強姦罪の法定刑を強盗罪と同じ、又はそれより重いものとするなどの見直しをするべきかという点につきまして、論点として掲げさせていただきました。

また、これと関連して、現行法では強姦犯人が強盗した場合には、強姦罪と強盗罪の併合罪によって処断されることとなっておりますが、強盗犯人が強姦をした場合には、強盗強姦罪で、より重い刑が規定されております。この点について、強姦犯人が強盗した場合にも強盗強姦罪と同様に重く処罰するなどの規定を設けるべきかという点につきましても、論点として掲げているところでございます。

これらの点につきましては、平成16年の刑法改正時の附帯決議においても、「性的自由の侵害に係る罰則の在り方については、強盗罪等の法定刑の適正化を図りつつ、それらとの権衡を考慮し、更に検討に努めること」とされているところでございます。

第1の2、こちらは強姦罪の主体等の拡大についてでございます。現行法の強姦罪の行為者は男性、被害者は女性に限られておりますが、この点について、行為者に女性、被害者に男性を加え、性差のないものとすべきかという論点でございます。こちらは資料5の男

女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会、あとは資料7の国連の自由権規約委員会による最終見解などでも指摘されていることから、論点として掲げさせていただきました。

次の第1の3は、性交類似行為に関する構成要件の創設についてであります。先ほどの論点とも関連いたしますが、現行法では、いわゆる性的行為のうち女性器に対する男性器の挿入のみが強姦罪として重く処罰され、それ以外の行為は強制わいせつ罪で処罰されているところがございます。肛門性交や口淫などといった性交類似行為について、新たに犯罪類型を設けるなどして強姦罪と同様の刑、あるいは強制わいせつ罪よりも重い刑で処罰することとすべきか否かという論点でございます。これも、男女共同参画会議の専門調査会や、国連の人権委員会から指摘されていることから、論点として掲げたものでございます。

第1の4は、強姦罪等における暴行・脅迫要件の緩和についてでございます。現行法では、強姦罪等が成立するには、暴行又は脅迫を用いることが必要とされております。この点、判例は、この暴行・脅迫の程度について、被害者の抗拒を著しく困難ならしめる程度としておりますが、この要件を緩和すべきか否かという論点であります。これも、男女共同参画会議の専門調査会や国連の人権委員会などにおいて指摘されているところがございますので、論点として掲げさせていただきました。

次の第1の5は、地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設についてであります。これは、親子関係等、一定の地位や関係性を利用して、従属的な立場にある者に対し、性的行為を行う類型について、新たに犯罪類型を設けるべきかという論点でございます。男女共同参画会議の専門調査会において指摘されていることから、論点として掲げさせていただきました。

第1の6、こちらはいわゆる性交同意年齢の引上げでございます。現行法上、暴行・脅迫がなくても強姦罪や強制わいせつ罪が成立するのは、被害者が13歳未満の場合とされておりますが、この年齢を引き上げるべきかどうかという論点であります。

これは、第3次男女共同参画基本計画で検討事項とされており、国連の人権委員会などでも指摘されていることから、論点として掲げさせていただきました。

次の第2でございます。こちらは性犯罪を非親告罪とすることについての論点であります。現行法において、親告罪とされている強姦罪、強制わいせつ罪について、告訴がなくても公訴を提起できるものとすべきか、つまり非親告罪化すべきかという論点であります。これにつきましても、第3次男女共同参画基本計画において検討事項とされており、また国連の人権委員会などでも指摘されておりますので、論点として掲げさせていただきました。

最後、第3は公訴時効に関する論点であります。性犯罪の公訴時効につきましては、公訴時効について改正を行いました平成22年の刑事訴訟法等改正の際の附帯決議におきまして、更に検討することが求められておりますので、論点として掲げさせていただきました。

特に、年少者が被害者である性犯罪について、例えば近親者が犯人であるような場合など、被害申告がしにくい状況があることから、例えば被害者が一定の年齢に達するまで一定の期間は公訴時効が進行しないとしたり、あるいは公訴時効を撤廃するなどすべきかといった点について御議論いただくことになろうかと考えているところがございます。

以上でございます。

○山口座長 ありがとうございました。

私といたしましては、ただ今御説明がございました論点につきまして、まず本日、委員の皆様方から御意見を伺った上で、次回及び次々回におきましてヒアリングを実施いたしまして、そして、その結果を踏まえて第4回の会合で論点を整理し、その後、各論点の検討に入ることにしてはどうかというように考えております。

それでは、事務当局からただ今御説明がございました資料2の論点案につきまして、何か御質問のある方、あるいは御意見のある方は御発言をお願いいたします。

○角田委員 質問ではなくて、若干論点に追加していただきたい点がございますので、そのことをよろしいでしょうか。

3点ほどあります。

一つは、刑法第177条の問題ですが、そこに配偶者による強姦を犯罪類型として明確に示すということです。現行でも、もちろん177条は配偶者による強姦というのを文言上排除していないのですけれども、判例あるいは学説によって実際に排除されています。最近ではDVに対する理解が広まってきたことによって、認める判例も出てきておりますけれども、やはりこれは犯罪類型として明確に、これは犯罪だということを記す必要があると思うのです。DV防止法の考え方からも、この配偶者による強姦を明文で犯罪類型とするということは求められているのではないかと思います。

実際に、私はDV被害者の事件をたくさん扱っています。そのDV被害の中には、実は性暴力被害はたくさんあるのですけれども、そのことはなかなか語られないというか、そして実際にある性暴力、多くの場合は夫による強姦ですけれども、それについてはなかなかあるということ自体が表に出てこないということも、この条文の中に明示されていないことと関係しているのではないかと考えておりますので、例えば「婚姻関係の有無に関わらず」というような文言を入れることによって、配偶者からの強姦も犯罪だということを明示していただきたいと考えております。

それから、2番目ですけれども、この177条の問題で、実は論点5に含まれているところですね。地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設というところで、親子関係等の一定の地位ということは示されているのですけれども、いろいろな地位利用型はあると思いますが、近親姦を独立の犯罪類型とする必要があるのではないかと考えております。同じように、地位利用とか、あるいは権力濫用だと言っても、この近親姦というのは実際には子供が被害者になってくるわけですが、それは他のものとはちょっと性質が違うのではないかと考えています。実際には子供が被害を受けているとなってくると、大人でも被害を受けると大変ですが、特に子供の場合はその被害は一生影響を及ぼすということ、これはいろいろな精神科医の先生方の御研究等によって明らかにされておりますので、別の類型にして、法定刑は他の一般的なセクシュアルハラスメントとか、そういう地位利用型よりも重くするべきではないかと私は考えておりますので、それも追加していただければと思います。

日本社会では、近親姦が犯罪であるということは余り明確に認識されていないように思っておりますので、その点からも犯罪であることを明確にする必要があるのではないかと考えております。

3点目ですが、刑法第178条、準強姦ですね。これの要件をやはり検討する必要があるのではないかと考えております。178条の要件が人の心神喪失若しくは抗拒不能となっ

ていますが、その基になっている177条で、暴行・脅迫要件が緩和される、あるいは廃止ということもないわけではないと思いますが、そうなった場合に、178条の要件も見直す必要があるのではないかと考えております。

それから、4点目です。法定刑の見直しのところで先ほど近親姦のことを申し上げましたが、やはり被害者の年齢によって差を設ける、つまり幼い子供が被害を受けた場合には、重く罰するという考え方もあるのではないかと考えておりますので、その点も併せて御検討いただければ有り難いと思っております。

以上です。

○山口座長 ありがとうございます。

多くは既に挙げられている論点に関連したものかと思いますが、関連させて御提案いただいたものと考えさせていただきます。

○東山参事官 御発言いただきまして、ありがとうございます。若干、今の件につきまして、質問をさせていただけたらと思えます。

先ほど、まず配偶者の関係で、判例で実際排除されているという御発言がございましたが、今すぐではなくても構わないのですが、追ってまた、どういう判例なのかということをお教えいただけたらと思っております。

それと、刑法第177条の中の近親姦については論点5と関連する、それから被害者の年齢によって法定刑の差を設けるという点については、それぞれこの論点表の第1の5、それから第1の1に関係するところとして伺っておきたいと思えます。

一方、178条の準強姦と準強制わいせつですが、こちらは、いわゆる暴行・脅迫によらない形の類型として今、現行法で書かれているところでございますが、基本的にはこの論点表でいうと第1の4で、強姦罪等における暴行・脅迫要件の緩和というところを論点として議論していただくことになろうかと思えますが、この議論の中で、あるいはこの議論の帰すうによって、この178条の要件も関係してくると思っておりますので、基本的にはこの第1の4と関連する論点と伺ってよろしいかどうか、そこも教えていただければと思えます。

○角田委員 それで結構です。

○加藤刑事法制管理官 論点の整理をさせていただき上で、角田委員に、あと若干教えていただきたいのですが、地位・関係性のところで、近親姦を独立の類型とすべきであるという、論点とすべきであるという御発言がございました。ここは、御発言の趣旨によれば、近親姦といってもいわゆる近親姦と言われるもの一般ではなくて、被害者が年少者である者というのが主なターゲットとなっているものと伺いましたが、そういう範囲で考えるということによいのでしょうか。

○角田委員 主として問題になるのは、被害者が子供の、特に小さい子供の場合だと思います。大人同士での近親姦がないか、それはなくはないでしょうけれども、やはり子供が被害を受ける場合、その痛ましさとか、それが容易に行われやすいということなど、大人の場合と子供の場合とは違いますので、特に子供、子供とは何歳までかという問題もありますが、子供が被害者になる場合というのは、やはり明確に別の犯罪類型として、はっきりさせておく必要があるのではないかと考えておりますので、申し上げました。

○加藤刑事法制管理官 分かりました。



○山口座長 よろしいですか。ほかにいかがでございましょうか。

先ほど、事務当局より御提示のございました論点案、かなりいろいろな角度からの論点が盛り込まれているかと思えますけれども、これも是非、付け加えて検討したほうがよいということがございましたら、先ほど角田委員からも御提案がございましたけれども、ほかに何かございましたら、是非おっしゃっていただきたいと思えます。

ほかに御提案がないようでしたら、現段階における論点案としましては、先ほど事務当局より御提案があったものと、それから角田委員から御提案されたものということで、それで決めさせていただきたいと思えますが、よろしゅうございましょうか。

(一同 異議なし。)

それでは、事務当局において論点の整理をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、先に進ませていただきます。

次に、次回以降の予定について検討させていただきたいと思えます。私といたしましては、先ほども申しましたけれども、各論点の検討に入る前に、まずこの検討会で検討すべき事項に関する御意見をお持ちと考えられる関係者、個人、団体等からのヒアリングを行いたいというように考えております。

具体的に申しますと、次回の第2回及び次々回の第3回の会合の2回にわたりまして、合計12程度の団体又は個人からヒアリングを行うことを考えております。本検討会の1回当たりの会議の時間を約2時間というようにいたしますと、6程度の団体又は個人から、それぞれ約20分程度のヒアリングを実施することが可能となります。

ヒアリングの対象といたしましては、ジェンダー論などの観点を踏まえた性犯罪の罰則に関する研究をされている刑事法研究者の方や、あるいは性犯罪被害者の方、それから被害者支援関係の団体や性犯罪者の更生、治療等に関わっておられる方、既に性犯罪の罰則に関して法務大臣等に対する要望を出しておられるような団体などから選びたいというように考えております。

委員の皆様からは、ヒアリングの対象とする団体や個人につきまして、事前に御意見を伺っているところでございますが、その他に特にこの団体、あるいは個人についてはヒアリングを行うべきであるというような御意見がございましたら御発言をお願いしたいと思います。

大体お伺いしているところに付け加えることはないということで、よろしゅうございましょうか。

(一同 異議なし。)

ありがとうございます。それでは、既にお伺いしているところを基に検討させていただきたいというように考えております。

相手のあることでもございますので、具体的な団体、あるいは個人の選定につきましては、事務当局とも御相談させていただきまして決めたいと思えますが、最終的な決定は、私に御一任させていただきたいと思えますが、よろしゅうございましょうか。

(一同 異議なし。)

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。ヒアリングの対象者が決まりましたら、委員の皆様には事務局から御連絡をさせていただきたいと思えます。

本日は、現時点での論点を確定するということと、ヒアリングについて御了解を得ることがメインでございまして、本日の予定につきましては終了いたしました。

本日の議事、それから資料につきましては、特に公表に適さないものはないというように思われますので、全て公表させていただきたいというように思いますが、よろしゅうございましょうか。

(一同 異議なし。)

ありがとうございます。それではそのように決定させていただきたいと思います。

それでは、次回以降の予定につきまして、事務当局から御説明をお願いします。

○東山参事官 御説明いたします。

第2回会合は、本年11月21日金曜日午後4時から開催いたします。場所につきましては、この建物の3階にございますが、東京地検304号会議室というところで行いたいと思います。

また、第3回会合につきましては、11月28日金曜日午前10時30分から開催したいと思いますが、場所はこの建物の5階にございます東京地検刑事部会議室で行いたいと思います。いずれにつきましても、詳細につきましては追って御説明させていただきたいと思います。先ほど座長からもお話がございましたとおり、第2回、第3回は、ヒアリングを実施する予定とさせていただきたいと思います。

以上です。

○山口座長 それでは、本日はこれで終了とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。